

上田市売上減少事業者支援給付金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、売上が著しく減少した市内の中小企業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内で売上減少事業者支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 給付金の支給対象となる者は、法人又は個人事業者であって、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 市内に事業所を有し、かつ住所又は法人の登記所在地が市内である者
- (3) 令和元年12月以前から日本標準産業分類上の「農業」、「林業」を除く、いずれかの事業を営む者
- (4) 令和2年3月から12月までの間の任意の連続する3カ月の平均売上が、前年同期比で30%以上かつ50%未満減少しており、かつ、令和2年1月から申請直近月の各月の売上のうち、前年同期比50%以上減少となる月がない者
- (5) 上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは反社会勢力（以下「暴力団等」という。）に該当しない者又は暴力団等と関係を有しない者

2 前項の規定のほか、市長が必要と認めた者は、給付金の支給対象とすることができる。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、市内に有する事業所数にかかわらず一事業者当たり10万円とする。

(支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上田市売上減少事業者支援給付金申請書兼口座振替依頼書に次に掲げる書類又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 令和元年1月から申請直近月までの売上がわかる書類（確定申告書、帳簿書類等）
- (3) 本人確認書類
- (4) 給付金の振込先口座当がわかる書類
- (5) 営業許可証
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(給付金の支給可否決定)

第5条 市長は、前条に規定する給付金の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、給付金の支給可否を決定するものとする。

(支給決定通知等)

第6条 市長は、前条の規定により支給の決定をしたときは、上田市売上減少事業者支援給付金支給決定通知書兼確定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により不支給の決定をしたときは、上田市売上減少事業者支援給付金不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

(報告)

第7条 給付金の申請後に、国の持続化給付金を受けることとなった者は、持続化給付金受給報告書により、市長へ報告しなければならない。

(検査等)

第8条 市長は、給付の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、申請者に対して報告又は関係書類の提出を求め、帳簿、書類等を検査することができる。

(支給決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、給付金の支給を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めたとときは、給付金の支給決定を取消し、既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

- (1) 申請者が虚偽その他不正な手段により給付金の支給決定を受けたとき。
- (2) 給付金の支給を受けた者が支給申請日以降に、国の持続化給付金を受給したことが判明したとき。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月31日から施行する。